

## V 漁船建改造等許可申請に関する事項

漁船法（以下「法」という。）第4条において、登録長10m以上の動力漁船を建造、改造又は転用しようとする者は、大臣又は知事の許可を受けなければならないと定められている。また、登録長10m未満の動力漁船は許可を要しないが、総トン数が4.5トン以上については、知事へ届け出ることとしている。

手続きについてはそのほか、漁船法施行規則（以下「規則」という。）、福島県漁船法施行細則（以下「細則」という。）に定めるところによる。

### 1 建造許可

登録長10m以上の動力漁船を建造しようとする者は、次の区分により、大臣又は知事の許可を受けなければならない（知事許可に係る申請書6ページ）。

#### (1) 大臣の許可を必要とする場合

ア 大臣許可漁業又は大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船

イ ア及び(2)アに掲げるもの以外の動力漁船で総トン数20トン以上のもの

#### (2) 知事の許可を必要とする場合

ア 知事許可漁業又は知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船

イ ア及び(1)に掲げるもの以外の動力漁船

### 2 改造許可

#### (1) 改造許可

登録長10m以上の船舶を動力漁船に改造しようとする者は、建造許可と同様の区分により、大臣又は知事の許可を受けなければならない（知事許可に係る申請書7ページ）。

改造とは、船舶の長さ、幅若しくは深さを変更し、推進機関をあらたに据えつけ若しくはその種類若しくはその出力を変更し、又は船舶の用途若しくは従事する漁業の種類を変更するために船舶の構造若しくは設備に変更を加えることをいう（法第2条第3項）。

#### (2) 同種同馬力機関換装

推進機関を同種類、同馬力で換装しようとする者は、登録長及び総トン数に関わらず改造許可を要しないが、知事に届け出ること（届8ページ）。ただし、旧馬力表示からkW表示への変更となる場合は、変更の登録が必要となる（登録長10m以上の漁船においては改造許可、登録長10m未満かつ総トン数4.5トン以上の漁船においては改造届も必要）。

### 3 転用許可

登録長10m以上の動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者は、建造許可と同様の区分により、大臣又は知事の許可を受けなければならない（知事許可に係る申請書9ページ）。

### 4 変更許可（報告）

#### (1) 変更許可

建造、改造又は転用の許可を受けた者は、次に掲げる事項のいずれかを変更しようとするときは、その変更につき、その許可をした行政庁の許可を受けなければならない（申請書10ページ）（法第4条第6項）。

- ア 漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地(改造の場合にあっては改造前及び改造後の漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地)
- イ 計画総トン数(改造の場合にあっては改造前の総トン数及び改造後の計画総トン数、転用の場合にあつては総トン数)
- ウ 船舶の長さ、幅及び深さ(改造の場合にあっては改造前及び改造後の長さ、幅及び深さ)
- エ 船質
- オ 建造又は改造を行う造船所の名称及び所在地
- カ 推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径(改造の場合にあっては改造前及び改造後の推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径)

## (2) 変更報告

建造、改造又は転用の許可を受けた者は、次に掲げる事項のいずれかに変更を生じたときは、遅滞なくその旨をその許可をした行政庁に報告しなければならない(報告書11ページ)(法第4条第9項)。

- ア 申請者の氏名又は名称及び住所
- イ 船名(改造又は転用の場合にあつては改造又は転用前及び改造又は転用後の船名)
- ウ 推進機関の製作所の名称及び所在地
- エ 起工、進水及び竣工、改造工事の着手及び完成又は転用の予定期日
- オ 建造、改造又は転用に要する費用及びその調達方法の概要

## 5 建造、改造又は転用の届出

登録長10m未満の動力漁船は許可を要しないが、計画総トン数が4.5トン以上については、知事へ届け出ること(届12~14ページ)。

## 6 工事完成後の認定又は確認

建造又は改造の許可を受けた者は、計画総トン数5トン未満の動力漁船を除きその許可に係る動力漁船が竣工し、又は改造工事が完成したときは、当該漁船につき、その許可の要件及び性能の基準と一致しているかどうかについて、大臣又は知事の認定を受けなければならない(知事許可に係る認定届15ページ)(法第8条)。

また、総トン数5トン未満の動力漁船又は建造または改造の届出をした者は、当該漁船につき、その許可の要件及び性能の基準と一致しているか、水産事務所の確認を受けること(確認届16ページ)。

認定又は確認を受けようとする者は、当該許可に係る動力漁船が竣工し、又はその改造工事が完成する予定期日の3週間前までに当該予定期日並びに認定又は確認を受けようとする場所及び期日を大臣又は知事に届け出ること(認定：規則第7条第2項)。

## 7 申請及び届出書類の提出先

大臣への許可申請及び届出は直接、国に提出をする(県の経由は不要)。知事への許可申請及び届出は、8の表に掲げる添付書類を添付し福島県水産事務所へ提出する。

## 8 申請書類一覧表

### (1) 建造許可

申請書（6ページ）、届（12ページ）

添付書類

添付書類	漁船の区分	知事の許可を必要とする場合	
		知事許可漁業に従事する漁船	その他の漁船
造船契約（予約）証（17ページ）		○	○
推進機関製造（販売）契約（予約）証又は推進機関経歴書（18、19ページ）		○	○
事業計画書（20ページ）			○
漁業許可証又は起業認可指令書(写)		○	
旧船の処分又は使途説明書（21ページ）		○	
用船契約書(写)又は船舶使用承諾書(写) <sup>※1</sup>		①	①
総トン数計算書 <sup>※2</sup>		○	○
設計図面（平面、側面、中央断面）		○	○
動力漁船の性能の基準適用表（24ページ）		○	○
工事工程表（24ページ）		○	○

① 所有者と使用者が異なる場合に添付する。

※1 漁船使用承諾書（22ページ）を参考に作成すること。

※2 造船所が作成した総トン数計算総括表（23ページ）で代用することができる。

(2) 改造許可

申請書（7ページ）、届（13ページ）、同種同馬力機関換装届（8ページ）

添付書類

添付書類		漁船の区分		知事の許可を必要とする場合	
		知事許可漁業に従事する漁船	その他の漁船		
のA 場合 船 体	改造工事契約（予約）証（17ページ）	○	○		
	改造工事の内容を明らかにした図書	○	○		
改造B 漁 業 種 類 変 更 の た め の	改造工事契約（予約）証（17ページ）	①	①		
	事業計画書（20ページ）		○		
	漁業許可証又は起業認可指令書(写)	○			
	旧船の処分又は使途説明書（21ページ）	○			
	用船契約書(写)又は船舶使用承諾書(写)*	②	②		
船C に 改 造 す る 場 合	改造工事契約（予約）証（17ページ）	①	①		
	推進機関製造（販売）契約（予約）証又は推進機関経歴書（18、19ページ）	○	○		
	事業計画書（20ページ）		○		
	漁業許可証又は起業認可指令書(写)	○			
	旧船の処分又は使途説明書（21ページ）	○			
	改造する漁船の漁船登録謄本(抹消のもの)又は船舶原簿謄本	③	③		
	用船契約書(写)又は船舶使用承諾書(写)*	②	②		
装D 機 関 換	改造工事契約（予約）証（17ページ）	①	①		
	推進機関製造（販売）契約（予約）証又は推進機関経歴書（18、19ページ）	○	○		

① 造船所において工事を行う場合に添付する。

② 所有者と使用者が異なる場合に添付する。

③ 改造する漁船を県外から譲受又は購入した場合に添付する。

※ 漁船使用承諾書（22ページ）を参考に作成すること。

注 改造工事がA、B、C、Dの2つ以上になる場合は、それぞれの表を満足する書類を添付すること。

(3) 転用許可

申請書 (9ページ) 、届 (14ページ)

添付書類

添付書類 \ 漁船の区分	知事の許可を必要とする場合	
	知事許可漁業に従事する漁船	その他の漁船
推進機関経歴書 (19ページ)	○	○
事業計画書 (20ページ)		○
漁業許可証又は起業認可指令書(写)	○	
旧船の処分又は使途説明書 (21ページ)	○	
旧船の漁船登録謄本	○	
転用する漁船の漁船登録謄本 (抹消のもの) 又は船舶原簿謄本	①	①
用船契約書(写)又は船舶使用承諾書*	②	②

① 転用する漁船を県外から買受又は譲受した場合に添付する。

② 所有者と使用者が異なる場合に添付する。

※ 漁船使用承諾書 (22ページ) を参考に作成すること。

(4) 変更許可 (報告)

申請書 (10ページ) 、報告書 (11ページ)

変更許可の申請における添付書類

変更する事項 (4の(1)のイ～カ)		添付書類
イ	総トン数	①
ウ	船舶の長さ、幅若しくは深さ	①
エ	船質	①
オ	造船所の名称	船舶製造者が異なる場合 船舶製造者が同一の場合
	及び所在地	
カ	推進機関の種類若しくは馬力数又はシリンダの数若しくは直径	⑤

① 契約を変更した旨を証する書類

② 新たな造船 (改造工事) 契約 (予約) 証 (17 ページ)

③ 変更前の契約 (予約) を解除したことを証する書類

④ 造船所の変更を証する書類

⑤ 推進機関製造 (販売) 契約 (予約) の変更を証する書類

9 申請書類の様式

様式第1号（規則第2条関係）

漁船建造許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

住 所

氏名又は名称

印

下記により動力漁船の建造の許可を受けたいので、漁船法第4条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 船名
- 2 漁業種類又は用途
- 3 操業区域
- 4 主たる根拠地
- 5 計画総トン数
- 6 船舶の長さ、幅及び深さ
- 7 船質
- 8 建造を行う造船所の名称及び所在地
- 9 推進機関の種類、馬力数並びにシリンダの数及び直径
- 10 推進機関の製作所の名称及び所在地
- 11 起工、進水及びしゅん工の予定期日

起 工 年 月 日

進 水 年 月 日

しゅん工 年 月 日

- 12 建造に要する費用及びその調達方法の概要

船 体	円	無線設備	円
-----	---	------	---

推進機関	円	ぎ 装	円
------	---	-----	---

冷凍設備	円	そ の 他	円
------	---	-------	---

		合 計	円
--	--	-----	---

自己資金	円		
------	---	--	--

借 入 金	円	借 入 先	
-------	---	-------	--

- 13 建造を必要とする事情

## 漁船改造許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

住 所

氏名又は名称

㊟

下記により動力漁船の改造の許可を受けたいので、漁船法第4条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。

### 記

#### 1 改造計画

事 項	改 造 前	改 造 後
船 名		
漁業種類又は用途		
操業区域		
主たる根拠地		
総トン数		
船舶の長さ		
船舶の幅		
船舶の深さ		
推進機関の種類		
推進機関の馬力数		
シリンダの数及び直径		

#### 2 船質

3 改造を行う造船所の名称及び所在地

4 推進機関の製作所の名称及び所在地

5 改造工事の着手及び完成の予定期日

着 手 年 月 日

完 成 年 月 日

6 改造に要する費用及びその調達方法の概要

船 体 円

推進機関 円

そ の 他 円

合 計 円

自己資金 円

借 入 金 円 借 入 先

7 改造を必要とする事情

## 同種類、同馬力機関換装届

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称

⑩

下記漁船の推進機関を同種類、同馬力で換装するため確認を受けたいので、その予定期日及び場所を届けます。

### 記

- 1 確認を受ける予定期日 年 月 日
- 2 確認を受ける場所
- 3 確認を受ける推進機関

事 項	機 関 換 装 前	機 関 換 装 後
登録番号、船名	FS ー	
漁業種類		
船質及び総トン数		
機関種類・馬力数	馬力・kW	
メーカー名		
機関の型式		
しゅん工予定期日	年 月 日	
備 考	機関番号	
	船検番号	
	銘 板	

### 添付書類

推進機関製造（販売）契約（予約）証、機関要目表（写し可）

中古機関の場合は推進機関経歴書（他県船の場合は漁船原簿を添付すること）



漁船建造（改造・転用）計画変更許可申請書

年 月 日

福島県知事 殿

住 所

氏名又は名称

印

下記により建造（改造・転用）許可を受けた漁船の建造（改造・転用）の許可に係る事項の変更の許可を受けたいので、漁船法施行規則第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 建造（改造・転用）許可の番号及び許可年月日  
許可番号  
許可年月日 年 月 日
- 2 船名
- 3 建造（改造・転用）の許可に係る事項

事 項	現 許 可 事 項	変 更 申 請 事 項
漁業種類又は用途 操業区域 主たる根拠地 計画総トン数 船舶の長さ 船舶の幅 船舶の深さ 船質 造船所の名称及び所在地 推進機関の種類及び馬力数 シリンダの数及び直径		

- 4 推進機関の製作所の名称
- 5 変更を必要とする事情

## 漁船建造(改造、転用)変更報告書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称

㊞

年 月 日付福島県指令水第 号(許可番号漁船 第 号)で許可を受けました  
漁船の建造(改造、転用)について、下記のとおり変更しました。

### 記

- 1 漁業種類
- 2 計画総トン数
- 3 推進機関の種類及び馬力数
- 4 変更事項
  - (1) 氏名又は名称
  - (2) 住所
  - (3) 船名
  - (4) 推進機関の製作所の名称及び住所
  - (5) 起工進水及びしゅん工、改造工事の着手及び完成又は転用の予定期日

# 漁船建造届

年 月 日

福島県知事

住 所  
氏名又は名称

印

下記により動力漁船を建造するので届けます。

## 記

- 1 船名
- 2 漁業種類又は用途
- 3 操業区域
- 4 主たる根拠地
- 5 計画総トン数
- 6 船舶の長さ、幅及び深さ
- 7 船質
- 8 建造を行う造船所の名称及び所在地
- 9 推進機関の種類、馬力数並びにシリンダの数及び直径
- 10 推進機関の製作所の名称及び所在地
- 11 起工、進水及びしゅん工の予定期日

起 工	年	月	日
進 水	年	月	日
しゅん工	年	月	日
- 12 建造に要する費用及びその調達方法の概要

船 体	円	無線設備	円
推進機関	円	ぎ 装	円
冷凍設備	円	そ の 他	円
		合 計	円
自己資金	円		
借 入 金	円	借 入 先	
- 13 建造を必要とする事情

# 漁船改造届

年 月 日

福島県知事

住 所  
氏名又は名称

⑩

下記により動力漁船を改造するので届けます。

## 記

### 1 改造計画

事 項	改 造 前	改 造 後
船 名		
漁業種類又は用途		
操業区域		
主たる根拠地		
総トン数		
船舶の長さ		
船舶の幅		
船舶の深さ		
推進機関の種類		
推進機関の馬力数		
シリンダの数及び直径		

### 2 船質

3 改造を行う造船所の名称及び所在地

4 推進機関の製作所の名称及び所在地

5 改造工事の着手及び完成の予定期日

着 手 年 月 日

完 成 年 月 日

6 改造に要する費用及びその調達方法の概要

船 体 円

推進機関 円

そ の 他 円

合 計 円

自己資金 円

借 入 金 円 借 入 先

7 改造を必要とする事情



# 漁船認定届

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称

㊟

さきに建造（改造）許可を受けた下記漁船がしゅん工するので、認定を受けたいから漁船法施行規則第7条第2項の規定により届けます。

## 記

- 1 認定を受ける予定期日
- 2 認定を受ける場所
- 3 認定を受ける漁船

許 可 番 号 許 可 年 月 日	
船 名	
漁 業 種 類	
総 ト ン 数	
機 関 種 類 ・ 馬 力 数	
造 船 所 名	
しゅん工（工事完成） 予 定 期 日	
備 考	

※建造（改造）許可指令書を添付すること

# 漁船確認届

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称

⑨

さきに建造（改造）許可を受けた（届を提出した）下記漁船がしゅん工するので、確認を受けたいからその予定期日及び場所を届けます。

## 記

- 1 確認を受ける予定期日
- 2 確認を受ける場所
- 3 確認を受ける漁船

許 可 番 号 許 可 年 月 日	
船 名	
漁 業 種 類	
総 ト ン 数	
機 関 種 類 ・ 馬 力 数	
造 船 所 名	
しゅん工（工事完成） 予 定 期 日	
備 考	

※建造（改造）許可を受けたものについては、建造（改造）許可指令書を添付すること。

# 造船（改造工事）契約（予約）証

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所  
氏名又は名称

㊞

今般、下記の漁船の建造（改造）について船舶製造者と契約（予約）致しました。

## 記

- 1 船 名
- 2 漁業種類又は用途
- 3 計画総トン数
- 4 船舶の長さ、幅及び深さ
- 5 船 質
- 6 推進機関の種類及び馬力数
- 7 しゅん工予定期日
- 8 造船所所在地及び名称

上記のとおり相違ありません。

船舶製造業者 住 所  
氏名又は名称

㊞

## 推進機関製造（販売）契約（予約）証

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所

氏名又は名称

⑩

今般、〇〇丸に据え付けるため、下記の推進機関の製造（販売）について契約（予約）いたしました。

### 記

#### 推進機関の要目

事 項	要 目	
推 進 機 関 の 種 類	機 関	
過 給 機 及 び 空 気 冷 却 器 の 有 無	過 給 機	
	空 気 冷 却 器	
制限装置（動力漁船の性能の基準の第3項に該当するもの）の有無		
機 関 の 型 式		
漁 船 法 施 行 規 則 に よ る 馬 力 数	馬 力 ・ kW	
シ リ ン ダ の 数 及 び 直 径	×	mm
定 格 毎 分 回 転 数		
機 関 番 号		
納 期		
製 作 所 名		
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="margin-top: 20px;">推進機関製作所 住 所</p> <p style="margin-left: 100px;">(販 売 者)</p> <p style="margin-left: 150px;">氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>		

## 推進機関経歴書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所  
氏名又は名称

⑩

このたび建造（改造・転用）の許可を申請した 丸（総トン数 馬力数）に据え付ける推進機関の経歴は以下のとおりです。

事 項	要 目	
推 進 機 関 の 種 類	機関	
過 給 機 及 び 空 気 冷 却 器 の 有 無	過 給 機	
	空 気 冷 却 器	
制限装置（動力漁船の性能の基準の第3項に該当するもの）の有無		
機 関 の 型 式		
漁 船 法 施 行 規 則 に よ る 馬 力 数	馬力・kW	
シ リ ン ダ の 数 及 び 直 径	×	mm
行 程	mm	
行 程 と シ リ ン ダ の 直 径 の 比		
定 格 毎 分 回 転 数		
機 関 番 号		
製 作 所 名		
製 造 年 月		
現 在 ま で の 経 歴		

- (注) 1 県外の漁船に搭載されたことのある機関については、その漁船の原簿謄本を添付する。
- 2 新馬力数適用機関の場合には、「行程」、「行程とシリンダ直径との比」及び「定格毎分回転数」の欄は記入しなくても差し支えない。

# 事業計画書

年 月 日

住 所  
氏名又は名称

⑩

このたび建造（改造・転用）の許可を申請した 丸（総トン数 馬力数）に係る事業計画は次のとおりです。

漁業種類	漁業	漁業	漁業
漁獲物の名称			
漁 場			
操 業 期 間			
操 業 日 数			
航 海 数			
漁 獲 予 定 量			
漁 獲 予 定 金 額			
乗 組 員 数			
所 要 経 費	人 件 費		
	燃 料 費		
	費		
	費		
	費		
	合 計		

(注) 漁獲物運搬船の事業計画にあつては、以下により記載すること。

- 1 漁業の種類は、運搬に従事する予定の漁業、例えば母船式さけます漁業、母船式かに漁業等を記入する。
- 2 漁獲物の名称は、運搬する漁獲物又は製品の名称を記入すること。
- 3 漁場は、運航する海域又は運航区間を記入すること。
- 4 漁獲予定量及び漁獲予定金額は、運搬予定量等を記入すること。

## 旧船の処分又は使途説明書

年 月 日

福島県知事

住 所

氏名又は名称 ⑩

下記漁船は、このたび建造（改造・転用）の許可を申請した 丸（総トン数・馬力数）のしゅん工（改造工事完了、転用による使用開始）後は廃船し、漁船登録を抹消いたします。

### 記

- 1 船 名
- 2 漁業種類
- 3 総トン数
- 4 漁船登録番号

(注) 下線部分は処分方法により、以下により書き換えるものとする。

- 1 他種漁業に使用する場合  
○○漁業を廃業し、改造許可を受けて△△漁業に使用いたします。
  - 2 同種の漁業に使用する場合  
○○漁業を廃業と同時に漁船登録を抹消しますが、再び従前の漁業に使用するため、別途漁業許可を充当の上、漁船登録を申請する予定です。
- 1 長さ、幅、深（高）さは、メートルを単位とし、四捨五入により小数点以下2位までとする。
  - 2 トン数は、10トン以上が小数点以上を切り捨て、10トン未満が小数点以下1位にとどめ2位以下を切り捨てる。

## 漁船使用承諾書

年 月 日

使用者住所

氏名又は名称

所有者住所

氏名又は名称

⑩

下記により、漁船を使用させることを承諾します。

### 記

1 漁船登録番号

2 船名

3 総トン数

4 漁業種類

5 使用期間 自： 年 月 日

至： 年 月 日

(注) 写しを添付書類として提出すること。



動力漁船の性能の基準適用表

計画総トン数		トン		
船の長さ×幅×深さ		・ m× ・ m× ・ m		
	深さと幅の比 (注1)	推進機関の馬力数 (注2)	燃料噴射量制限装置 (注3)	有 無
計画			機関回転数制限装置 (注3)	有 無
基準	2.0以上	以下		

注1：計画総トン数が20トン未満の漁船（単胴船に限る）に限る。

注2：計画総トン数が40トン未満の漁船（漁業法、水産資源保護法等に基づき農林水産大臣の漁業許可その他の処分を要する漁業にのみ従事する漁船及び官公庁船を除く）に限る。

注3：計画総トン数が20トン未満の漁船でディーゼル機関を推進機関とするものに限る。

工事工程表

工事工程表は、それに基づき認定、測度時が決定されるので充分考慮のうえ提出する。

工事工程表 様式（例）

船名

船主名

計画総トン数

	月		月		月		月	
	10	20	10	20	10	20	10	20
船殻	①	②	③					
機関			④					
ぎ装								
その他					⑤	⑥		

- ① 型枠組立
- ② 脱型
- ③ 中間検査時
- ④ 機関据付
- ⑤ しゅん工
- ⑥ 進水